

2026年10月1日 水道料金などの改定のお知らせ

須賀川市上下水道部

水道をご利用の皆さまには、日頃から水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。これまで、市広報や検針票とともにお配りしたチラシなどでお知らせしておりますとおり、このたび、水道料金を2026年10月使用分から、水道加入金や各種手数料を10月1日收受分から改定します。

皆さまにはご負担をお願いすることとなりますが、今後も安全で安心な水を安定してお届けするため、ご理解とご協力をお願いします。

なお、今回は、下水道料金の改定はありません。

水道料金について

水道事業は、地方公営企業法により「独立採算制」を原則としており、皆さまにお支払いいただく水道料金により運営されています。

本市の水道料金は、東日本大震災や水害、新型コロナウイルス感染症など多くの災害に直面しましたが、皆さまの生活安定のため、合併による料金統合と消費税率の改定を除くと、約19年間引き上げせずに経営してきました。しかし、人口減少による収入の減少や、施設の老朽化による更新費用の増加、物価の高騰などにより、水道事業の経営環境はより厳しさを増しています。

また、経営推計では、現行料金のまま事業経営を継続した場合、今後も収益の減少傾向が続き、令和11年度からは財源不足となる見込みとなりました。

これからも老朽化が進む施設の更新や維持管理を行いながら、安全で安心な水を安定してお届けし、より公平性を確保した料金体系とするため、水道料金を改定しますので、ご理解とご協力をお願いします。

新しい料金体系

より公平性を確保した料金体系にし、これから必要になる経費を確保できるよう、水道料金を以下のとおり見直します。

- ・ **基本料金を「用途別」から「口径別」へ**
家事用や営業用など用途ごとに異なっていた基本料金を、メーター口径ごとに同一料金とします。これにより、用途にかかわらずメーター口径により同一の基本料金となり、公平な負担となります。
- ・ **従量料金を統一**
用途ごとに異なっていた従量料金の単価を統一し、その料金段階を2段階にします。これにより、用途にかかわらず、使用水量に応じた料金負担となります。また、2か月分の使用水量で20㎡以下の単価を低く設定し、急激な負担増とならないようにしました。
- ・ **基本水量を廃止**
これまで基本料金には、基本水量(家事用の場合、2か月で20㎡)が含まれており、基本水量以内は同じ料金でした。これを廃止することにより、1㎡から使用水量に応じた料金となります。

Q&A(よくある質問)

- Q

なぜ水道料金の改定が必要なのですか？
- A

本市の水道料金は、合併による料金統合と消費税率の改定を除くと、平成19年以降約19年間料金を据え置いてきました。しかし、人口減少による料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、物価の高騰などにより、水道事業の経営環境はより厳しさを増しております。これまで経営の合理化や効率化に努めてまいりましたが、現行料金のまま事業経営を継続すると、今後も収益の減少が続き、令和11年度からは財源不足となる見込みとなったため、料金を改定するに至りました。
また、社会情勢が変化する中でより公平性を確保するため、料金体系を見直し、用途別料金から口径別料金への移行、従量料金の統一、基本水量の廃止を行います。
- Q

水道料金を改定をしないとどうなりますか？
- A

料金改定をしない場合、水道事業の経営に必要な資金が確保できず、老朽化した施設の更新などができなくなり、安全で安心な水を安定してお届けできなくなるおそれがあります。
また、料金改定を先送りすると、将来に改定幅のより大きな料金改定につながってしまいます。
- Q

水道料金は、今回改定すれば、当分改定はしないのですか？
- A

今後も経営の合理化や効率化に努めてまいりますが、経営状況を確認しながら、おおむね3年から5年ごとに料金改定が必要かどうか検討してまいります。
- Q

なぜ、水道料金の体系を「用途別料金」から「口径別料金」に変えるのですか？
- A

用途別の料金体系は、家事用の負担を抑え、営業用や団体用などの負担を大きくすることで、家庭での水道利用を促進し、公衆衛生を向上することを目的に、これまで採用してきました。しかし、現在、その目的はほぼ達成され、また、水道の使い方も多様化しているため、口径別料金に移行することとしました。
今回の改定により、用途にかかわらず、同じメーター口径であれば同一の料金となり、公平な負担となります。
- Q

なぜ、基本水量を廃止するのですか？
- A

これまで基本料金には、公衆衛生の向上の観点から、一定程度の水量の使用を促進する目的で基本水量が含まれており、その水量以内は料金が同じでした。近年、節水機器の普及や単身世帯の増加により、使用水量が基本水量に達しない方が増加しており、基本水量以内でも公平性を確保することが課題となっています。
そのため、基本水量を廃止し、1㎡から使用した水量に応じて料金を負担いただくこととしました。
- Q

水道料金は段階的に引き上げすることはできないのですか？
- A

段階的に引き上げた場合、初期の改定率は低くなりますが、経営をするために必要な資金は変わらないため、最終的な改定率は一度に改定する場合よりも高くなってしまいます。
- Q

今後、どのような施設更新作業を行う予定ですか？
- A

西川浄水場や長沼第1浄水場などの施設更新をはじめ、基幹管路の耐震化推進、老朽管路やそのほかの水道施設(ポンプ等)の更新を計画しています。
- Q

水道メーターの口径を小さくすることはできますか？その後、必要な時に大きくすることはできますか？
- A

施設により口径を小さくできない場合や、小さくすることで水の出が悪くなる場合がありますので、十分検討のうえご判断ください。
・口径変更の工事費などはお客様の負担となり、メーター口径を小さくしても水道加入金の差額は返金できません。
・再度メーター口径を大きくする際には、工事費のほかに、水道加入金の差額をご負担いただきます。
・メーター口径の変更を検討している場合は、本市指定給水装置工事事業者へご相談ください。

お問い合わせ先 須賀川市上下水道部経営課(上下水道部庁舎) 0248-88-9158
水道お客さまセンター (市庁舎1階東側) 0248-63-7111
※個人情報保護の観点から、電話での契約内容に関するお問い合わせにはお答えできません。

改定後の水道料金

水道料金を以下のとおり改定します。水道料金は2か月ごとにお支払いいただいています。

旧料金表 2か月・税込

①計量栓(基本料金+超過料金)

用途	基本料金		超過(従量)料金(1㎡につき)	
	基本水量	料金	使用水量	料金単価
家事用	20㎡	3,150.4円	21㎡から40㎡までの分	223.3円
			41㎡から60㎡までの分	239.8円
			60㎡を超える分	273.9円
団体用	20㎡	3,150.4円	21㎡から60㎡までの分	264.0円
			61㎡から200㎡までの分	287.1円
			200㎡を超える分	309.1円
営業用	20㎡	3,150.4円	21㎡から60㎡までの分	264.0円
			61㎡から200㎡までの分	287.1円
			200㎡を超える分	309.1円
工業用	200㎡	43,791.0円	200㎡を超える分	306.9円
公衆浴場用	400㎡	22,783.2円	400㎡を超える分	74.8円
車庫用	20㎡	4,800.4円	21㎡から60㎡までの分	264.0円
			61㎡から200㎡までの分	286.0円
			200㎡を超える分	306.9円
臨時用	1㎡			537.9円

新料金表 2か月・税込

メーター口径	基本料金	従量料金(1㎡あたり)	
		1～20㎡	21㎡～
13mm	3,344円	33円	330円
20mm	3,696円		
25mm	5,324円		
30mm	5,940円		
40mm	6,952円		
50mm	9,130円		
75mm	14,278円		
100mm	21,252円		
100mm超	管理者が定める額		

① + ② の合計



②メーター使用料

メーター口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm以上
料金	176円	286円	330円	506円	660円	2,398円	2,882円	3,366円	管理者が定める額

改定のモデルケース

どのくらい水道料金が変わるのか、標準的なモデルケースをお示しします。

メーター口径 (平均使用水量)		13mm (27㎡)	20mm (34㎡)	25mm (70㎡)	30mm (131㎡)
2 か 月	新 料 金	基本料金	3,344円	3,696円	5,324円
		従量料金	2,970円	5,280円	17,160円
		計	6,314円	8,976円	22,484円
	旧 料 金	基本料金	3,150円	3,150円	3,150円
		メーター使用料	176円	286円	330円
		超過(従量)料金	1,563円	3,126円	13,431円
		計	4,889円	6,562円	16,911円
	差 額		1,425円	2,414円	5,573円
					8,630円

※旧料金の用途は13mmと20mmは家事用、25mmは営業用、30mmは団体用で計算。平均使用水量は須賀川市における各口径の平均使用量。

新料金の確認方法

上下水道ホームページでは新料金の料金早見表と自動計算フォームをご利用いただけます。

メーター口径と使用水量は、検針時に配付する「上下水道使用水量・料金のお知らせ」で確認できます。

水道料金は、基本料金+従量料金([単価×使用水量]の合計)で求めることができます。

口径20ミリ、2か月で使用量34㎡の場合

① 基本料金 3,696円

② 従量料金 5,280円

1～20㎡ 単価33円×20㎡=660円
21～34㎡ 単価330円×14㎡=4,620円

水道料金合計(①+②) 8,976円

※下水道使用料は別途かかります。

上下水道使用水量・料金のお知らせ			
須賀川 太郎 様			
個人番号	用途	家事用	
お客さま番号	口径	20mm	
請求年月			
使用期間			
今回指針	234㎡		
前回指針	200㎡		
旧メーター水量	㎡		
上水道使用水量	34㎡		
下水道使用水量(人員)			
計量検料金	6276円		
メーター使用料	286円		
うち消費税相当額	656円		

メーター口径

使用水量

水道料金(旧料金)

改定の適用時期

2026年10月使用分から新料金が適用されます。新料金での請求は、使用期間のすべてが10月1日以降となる、偶数月検針の方は2027年1月請求分から、奇数月検針の方は2027年2月請求分から です。

▼10月1日改定						
検針月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月	10月検針(11月請求) 旧料金			12月検針(1月請求) 新料金		
奇数月	11月検針(12月請求) 旧料金				1月検針(2月請求) 新料金	

※10月1日以降に使用を開始した方は、初回検針時から新料金が適用されます。

水道加入金・各種手数料について

2026年10月1日收受分から、水道加入金と各種手数料を、現在の物価や人件費を反映した料金に改定します。

水道加入金

水道加入金は昭和61年度から据え置きとなっており、平成17年に改定を検討しましたが、そのままとした経緯があります。前回の加入金改定の検討を行った平成17年からの物価の伸び率を考慮し、新加入金に改定します。

メーター口径	旧料金	新料金
13mm	66,000円	90,200円
20mm	143,000円	195,800円
25mm	247,500円	338,800円
30mm	330,000円	452,100円
40mm	660,000円	904,200円

メーター口径	旧料金	新料金
50mm	990,000円	1,356,300円
75mm	2,145,000円	2,939,200円
100mm	3,630,000円	4,973,100円
	125mm以上 管理者が定める額	100mm超 管理者が定める額

設計審査手数料

設計審査手数料は、これまで工事規模による料金区分としてきましたが、審査時間による区分に改定します。手数料は、審査に要する時間に基づき、「水栓数から5栓未満」と「それ以外」に区分のうえ、設定しました。撤去工事の審査にかかる手数料は、無料とします。

旧料金表

(1装置につき)

工事の種類	手数料の種別基準	
	給水管口径50ミリメートル以下、給水管延長100メートル以下で、かつ水栓数20栓以下の場合	左記以外の場合
新設工事	150円	170円
改造工事	100円	110円
撤去工事	50円	55円

新料金表

(1申請につき)

工事の種類	手数料の種別基準	
	水栓数5栓未満の場合	左記以外の場合
新設工事	2,850円	5,700円
改造工事	2,850円	5,700円
撤去工事	無料	無料

→

工事検査手数料

工事検査手数料は、設計審査手数料と同様に、工事規模による料金区分から検査時間による区分に改定し、現地検査などに要する時間に基づき設定しました。撤去工事の検査にかかる手数料は、無料とします。

旧料金表

(1装置につき)

工事の種類	手数料の種別基準	
	給水管口径50ミリメートル以下、給水管延長100メートル以下で、かつ水栓数20栓以下の場合	左記以外の場合
新設工事	1,000円	1,100円
改造工事	650円	710円
撤去工事	100円	110円

➡

新料金表

(1申請につき)

工事の種類	手数料の種別基準	
	水栓数5栓未満の場合	左記以外の場合
新設工事	3,800円	3,800円
改造工事	3,800円	3,800円
撤去工事	無料	無料

各種証明書手数料

「水道料金支払証明書」などの発行については、ほかの証明書と同じ手数料に改定します。

旧手数料 100円 → 新手数料 400円

※水道加入金、設計審査手数料、工事検査手数料は、申請書の収受が改定日以降のものに適用されます。